

Abeanary 通信

～トピックス～

1. M & A 対価の損金算入が7割から10割に
2. 税務カレンダー（2024年11月、12月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

「真摯さはごまかせない」

ピーター・ドラッカー（経済学者）
※経営者100の言葉より引用

M & A 対価の損金算入が7割から10割に

◆M & A 損失準備金7割損金算入部分

令和6年度税制改正で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業（資本金額1億円以下の法人又は従業員数1000人以下の個人企業、但し大規模法人関連法人等は除外）に適用される、M & A 10億円以下株式取得価額の70%以下の中小企業事業再編投資損失準備金積立額の損金算入の制度は、3年間の期間延長とされています。

◆併存枠の創設とその対象と要件

これと併存する形で、産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた中小企業・中堅企業（従業者数2000人以下企業）が、M & A 株式取得価額（1億円以上100億円以下）の90%以下の中小企業事業再編投資損失準備金積立をすると、その額を損金算入出来るとの制度が創設されました。

さらに同じ認定を受けた次の別のM & Aにより株式取得（1億円以上100億円以下）をする場合、その取得価額の100%以下の中小企業事業再編投資損失準備金積立をすると、その全額の損金算入が認容されます。

◆取崩しに係る従前枠と併存新枠の相違

なお、従前制度の積立額は5年経過後の事業年度から5年間で均等取崩し益金算入ですが、新制度の積立額は10年

経過後の事業年度から5年間で均等取崩し益金算入です。

◆併存新枠適用に必要なM & A 過去実績

新創設の併存新枠適用には、過去5年以内にM & Aの実績があることとの条件が改正産業競争力強化法に規定されているので、その要件充足も必要です。それは既存の7割損金算入のM & Aの適用実績に限定されるものではなく、実際のM & Aの経験実績でよく、法律文は「他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行っていること」となっています。

◆新たな追加要件も改正項目

それから、M & A 損害保険契約を締結している場合は、損金算入制度適用除外であり、事後に当該保険契約を締結した場合は、過去計上の中小企業事業再編投資損失準備金を含め、即座に取崩し、全額益金算入しなければならないことになりました。

過去契約の保険はこの項目の対象外です。

2024年11月の税務

11月11日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月2日

●所得税の予定納税額の納付（第2期分）

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

2024年12月の税務

12月10日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月6日

●10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

うまく「雑談できる人」と「できない人」の習慣



ジャンル スキルアップ・キャリア

著者 松橋良紀

出版社 明日香出版社

出版日 2024年07月17日

評点

総合	3.5	★★★★☆	明瞭性	3.5	★★★★☆
革新性	3.0	★★★★☆	応用性	4.0	★★★★☆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



一緒にいて居心地のいい人の共通点は何だろう。自分と共通点が多い、笑顔を見せてくれる、穏やかでポジティブ……いろいろな要素があるだろうが、そのうちの一つは「雑談していて違和感がないこと」ではないだろうか。もし誰とでもナチュラルに雑談できる人になりたいなら、本書を手にとってほしい。

本書の著者である松橋良紀氏は、これまで30年以上にわたって話し方や聴き方のスキルを研究し続けてきた。『聞き方の一流、二流、三流』や『すごい雑談力』などのベストセラーでも知られている。

本書ではそんな松橋氏が、「うまく雑談できる人」と「できない人」を比較しながら、雑談がうまい人の習慣や工夫を紹介している。項目は全部で50あり、「雑談のはじめ方」「言葉選び」「リアクション」「話し方」「マインド」という5つの観点から、「うまく雑談できる人」になるためのポイントが紹介される。

そのうちの一つが、積極的に自己開示することだ。相手に壁を感じさせたり、親密な関係を築きにくかったりする人は、自己開示が足りない可能性があるという。楽しかった体験や落ち込んだ体験を開示することで、あなたの価値観が伝わり、相手に親近感を抱かせることができるそうだ。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091